（ 整理番号 ０３２４ ）

令和３年度　栃木地方最低賃金審議会

第１回　栃木県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会　議事要旨

公　開

<table>
<tr><td>開　催　日　時</td><td colspan="6">令和３年１０月２０日（水）　１４時００分 ～ １６時００分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出　席　状　況</td><td rowspan="2">公　益
代表委員</td><td>出席２人</td><td rowspan="2">労 働 者
代表委員</td><td>出席３人</td><td rowspan="2">使 用 者
代表委員</td><td>出席３人</td></tr>
<tr><td>定数３人</td><td>定数３人</td><td>定数３人</td></tr>
<tr><td>主　要　議　題</td><td colspan="6">１　栃木県特定最低賃金の金額改定について
２　その他</td></tr>
<tr><td>議事録・議事要旨</td><td colspan="6">議　　事　　要　　旨</td></tr>
</table>

１　部会長及び部会長代理の選任

最低賃金法第 25 条第４項において準用する同法第 24 条の規定により、部会長太田委員、部会長代理和田委員の就任が議決された。

２　栃木県特定最低賃金の金額改定について

（１）栃木県特定最低賃金専門部会運営規程の確認。

（２）最賃法第 25 条第５項による改正審議に関する意見書提出の結果報告。

（３）最低賃金法第 25 条第６項による関係労使からの意見聴取及び実地視察について、専門部会の労使それぞれの委員が意見を述べることにより意見聴取に代え、実地視察については、労使それぞれの委員が当産業の代表として推薦されていることから、これを行わないことを議決した。

（４）最賃審議会令第６条第５項の決議事項について確認。

（５）労働者代表委員の見解及び主張

ア　新型コロナウイルス感染症は一時期より随分減って、栃木県内でも数人というレベルになってきているが、先はどうなるかは分からない状況である。

現在、製造業としての問題は、部品が入らず半導体の影響は特に大きく、自動車メーカーが一時帰休し、その影響で部品メーカーも一時帰休している状況にある。また、人が集まらず、外国人労働者も入国できない状況から人手不足の状況となっている。そして、物価はどんどん上がってきており、最低賃金で働いている方々の生活を安定にする、最低限の生活ができるような最低賃金にするべきである。

連合としては 1,000 円を目指すとしており、我々のはん用機械器具等製造業も 1,000 円を目指し審議に臨みたいと主張した。

イ　連合目標の 1,000 円とすると、現行が 913 円であることから差額は 87 円になる。しかしながら、企業内最低賃金の関係もあり現実的には難しく、まずは 950 円を目指すとして差額の 37 円の引上げを提示した。

ウ　地域別最低賃金が28円の引上げ改定率3.278％であることから、現行の特定最賃913円に3.278％を掛けると約30円になるが、特定最低賃金の優位性を考慮し、１円プラスして31円の引上げを提示したが、更に踏み込んだ検討を促され、地賃の改定率による30円の引上げを提示した。

エ　影響率から28円から30円までは同率であることから、地域別最低賃金の引上げ額と同じ28円の引上げを提示し、これ以上は譲ることはできないと主張した。

（６）使用者代表委員の見解及び主張

ア　はん用機械器具等製造業は下請けが多く、材料不足、特に半導体が顕著で生産調整されている。材料、油、副資材、ベアリング、オーリングなどが値上がりしているが、売価の引上げには思うように反映されない状況にある。

　また、円安、購入品等の値上げなどのマイナス面も多く、最低賃金を引き上げる必要性は重々承知しているが、中小・零細、小規模企業が大半であるため状況が改善されず、最低賃金の引上げによって、立ち行かない企業が増え失業者が増えることも想像され、引き上げる必要性を感じながらも限界を感じていると主張した。

イ　労働者側の37円の引上げ提示に対し、最初の提示額として15円の引上げを提示した。

ウ　影響率の観点から、影響率を一つ引き上げて17円の引上げを提示した。

エ　次の影響率として19円の引上げを提示し、次回審議となった。

３　その他

特になし